

2023年度 後期・第4クォーター 定期試験時間割表

法学部

月日(曜日)	1時限(8:50~10:20)		2時限(10:40~12:10)		3時限(13:20~14:50)		4時限(15:10~16:40)		5時限(17:00~18:30)	
	授業科目	教員	授業科目	教員	授業科目	教員	授業科目	教員	授業科目	教員
1月26日(金)	国際政治/ グローバル 이슈・国際関係論基礎 (60分)	増島 高橋(知)								
1月29日(月)					環境法 (60分) (高度教養科目も含む)	島村	刑法 I (90分)	東條		
1月30日(火)	租税法 (60分) (高度教養科目も含む)	淵	倒産法 (60分)	青木	行政法 I (90分)	興津				
			民法Ⅲ (90分)	手嶋						
1月31日(水)	民法 V (60分)	浦野	商法Ⅱ/商法ⅡA・ⅡB (60分)	志谷	刑事訴訟法/刑事訴訟法A・B (90分)	池田(公)				
2月1日(木)	民法 I (総則・物権) / 民法 I (90分)	米倉			西洋政治史 (60分) (高度教養科目も含む)	安井	戦争と平和B/国際紛争論Ⅱ (60分)	松村		
2月2日(金)			応用法社会学 (60分)	高橋(裕)			国際法Ⅲ (90分)	二杉		
2月5日(月)	行政学/行政学A・B (60分) (高度教養科目も含む)	砂原								
2月6日(火)			社会保障法 (90分) (高度教養科目も含む)	関根			政治過程論基礎 (90分)	藤村		
2月7日(水)	特別講義ミクロ経済学基礎 (90分)	田中(喜)								
2月8日(木)			経済法 (60分)	池田(千)						

■ 注意 ■

1. 持ち込みを認める科目は、裏面のとおりです。変更になる場合があるので掲示に気を付けてください。
2. 試験日・時限が変更になる場合があるので掲示に注意してください(法学部HP「教務情報」データも更新予定)。
3. 他学部開講科目については、必ず開講学部等の掲示板、HP、授業科目のBEEFにより事前に確認してください。
4. 座席は全席指定です。座席表は試験期間開始日の一週間前に第二学舎1階玄関ホールに掲示にてお知らせする予定ですので、必ず事前に確認してください。
5. 受験の際は、必ず「学生証」を携帯してください。受験中は必ず「学生証」(表面)を机上通路側に置いてください。
「学生証」を忘れた時は、自動発行機で仮受験票を発行してください。※六甲台第1キャンパスは第三学舎1階学生コーナーに設置
6. 試験開始時刻から2.0分間 及び 試験終了時刻15分前から終了時刻までは、受験者の退出を認めません。
7. 試験開始後2.0分経過後、受験者の入室を認めません。
8. 答案作成にはペン又はボールペン(黒色又は青色)を用いてください。また、消せるボールペン、修正テープの使用は認めません。
その他のペン・ボールペン、鉛筆、シャープペンシル、蛍光ペンは、下書やメモに限って使用しても構いません。
9. 答案用紙には解答以外の記載をしてはいけません。もしこれを記載したときは、不利益を受けることがあります。
10. 答案用紙は答案の成否にかかわらず、各校毎に学籍番号、氏名を記入してください。なお、答案は白紙でも一切持ち出さないでください。
原則として、答案用紙の追加配付は行いません。(担当教員が認めた場合に限り、追加配付を行うことがあります。)

□裏面に続く□

- 注意■
- 試験中、試験に不必要なものは、すべて座席の下（座席の下に置けない場合は机の下）に置いてください。※通路や隣の座席の上には置かないでください。
 - 六法及び教科書の参照を許可している場合でも、特に指示のない限り、書き込みのあるもの及び判例・解説の記載されている六法の参照は認めません。
 - 一度退室した者は、受験者全員の答案の回収が済むまでは再入室を認めません。
 - 携帯電話の電源は切り、カバンの中にしておくこと。時計としての使用は禁止します。
 - 試験終了後でも他の試験教室は試験が続いている場合があります。静かに退出してください。
 - 体調不良等の場合は登校を控え、症状等を速やかに法学部教務グループ（他学部生は所属学部教務担当係）へ連絡してください。
- ※神戸大学HP「感染予防対応について」を参照してください。 [http://www.health.kobe-u.ac.jp/kansensyou/coronavirus\(20230508\).html](http://www.health.kobe-u.ac.jp/kansensyou/coronavirus(20230508).html)

【参考】

経済学部HP

<https://www.econ.kobe-u.ac.jp/exam-and-report-undergrad/>

経営学部HP

<https://b.kobe-u.ac.jp/ugrad/>

教養教育院HP

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/jimu/kyomu/test/index.html>

2023年度 後期・第4Q 定期試験持ち込み一覧

※教室表示のⅠは第一学舎（本館）、Ⅱは第二学舎（法学部）を示します。

試験日時	曜日	時限	試験時間	主担当教員	開講科目名称1	持ち込み可能な物	教室
1月26日	金	1	60分	増島 建 高橋 知子	国際政治/ グローバルイシュー・国際関係論基礎	一切不可	Ⅱ263・Ⅱ120
1月29日	月	3	60分	島村 健	環境法 (高度教養科目も含む)	一切不可	Ⅱ263
1月29日	月	4	90分	東條 明徳	刑法Ⅰ	指定六法で書き込みのないもの	Ⅱ263・Ⅱ161
1月30日	火	1	60分	淵 圭吾	租税法 (高度教養科目も含む)	一切不可	Ⅱ263・Ⅱ161
1月30日	火	2	60分	青木 哲	倒産法	指定六法で書き込みのないもの、【留学生のみ】通信機能のない日本語 電子辞書	Ⅱ161
1月30日	火	2	90分	手嶋 豊	民法Ⅲ	指定六法で書き込みのないもの	Ⅱ263
1月30日	火	3	90分	興津 征雄	行政法Ⅰ	指定六法で書き込みのないもの、A4判1枚のメモ	Ⅱ263
1月31日	水	1	60分	浦野 由紀子	民法Ⅴ	指定六法で書き込みのないもの、【留学生のみ】日本語辞書（通信機能のない電子辞書を含む）	Ⅰ206
1月31日	水	2	60分	志谷 匡史	商法Ⅱ/商法ⅡA・ⅡB	指定六法で書き込みのないもの、【留学生のみ】通信機能のない日本語 電子辞書	Ⅱ263
1月31日	水	3	90分	池田 公博	刑事訴訟法/刑事訴訟法A・B	指定六法で書き込みのないもの	Ⅱ263
2月1日	木	1	90分	米倉 暢大	民法Ⅰ（総則・物権）/民法Ⅰ	指定六法で書き込みのないもの	Ⅱ263
2月1日	木	3	60分	安井 宏樹	西洋政治史 (高度教養科目も含む)	【留学生のみ】日本語辞書（通信機能のない電子辞書を含む）、 自作ノート（自分で書いた部分が「主」でレジュメや資料からのコピー部分が「従」であるもの）	Ⅱ263・Ⅱ161
2月1日	木	4	60分	松村 尚子	戦争と平和B/国際紛争論Ⅱ	一切不可	Ⅱ263・Ⅱ161
2月2日	金	2	60分	高橋 裕	応用法社会学	一切不可	Ⅱ163
2月2日	金	4	90分	二杉 健斗	国際法Ⅲ	自筆のメモ（A4版、片面のみ）および条約集	Ⅰ232
2月5日	月	1	60分	砂原 庸介	行政学/行政学A・B (高度教養科目も含む)	一切不可	Ⅰ102
2月6日	火	2	90分	関根 由紀	社会保障法 (高度教養科目も含む)	指定六法で書き込みのないもの、【留学生のみ】通信機能のない日本語 電子辞書	Ⅰ206
2月6日	火	4	90分	藤村 直史	政治過程論基礎	一切不可	Ⅰ206
2月7日	水	1	90分	田中 喜行	特別講義ミクロ経済学基礎	【留学生のみ】通信機能のない日本語 電子辞書、 鉛筆またはシャープペンシルの使用を推奨、消しゴムも使用可（当該科目のみ）	Ⅰ232
2月8日	木	2	60分	池田 千鶴	経済法	指定六法で書き込みのないもの	Ⅱ263・Ⅱ161

※電子辞書は通信機能の無いものに限る

定期試験の六法持ち込みについて

重要

定期試験の際、六法の持ち込みが許可されている場合でも、特に指示のない限り、判例・解説付きの六法および書き込みのある六法の持ち込みはできません。

判例・解説付きの六法または書き込みのある六法を持ち込むと**不正行為**とみなされ、**今学期の成績がすべて不可**となります。

判例・解説のない、持ち込み可能な六法を「指定六法」とし、下記のとおり指定します。

氏名・学籍番号・電話番号・住所等、持ち主の特定に係る文字以外の文字が一字でも書き込まれていれば書き込みのある六法とみなします。

・マーカー、ラインを引く事までは書き込みとみなしません。

・**付箋を付けて持ち込むことは認められません。**

※指定六法の「追録」は持ち込み可とします。

記

**三省堂「デイリー六法」
有斐閣「ポケット六法」・「六法全書」
第一法規「司法試験用六法」
ぎょうせい「司法試験用六法」**

【注意】上記は限定列挙です。

**上記の六法以外のすべての六法は、
指定六法には該当しません。**

－参考－

「学生便覧」5. 修学上の周知事項

「試験における不正行為に対する措置について」より抜粋

…試験等に際し、不正を行った者に対しては次の措置をとります。

- 反省文を提出させる。
- 当該学期の成績はすべて無効とする。
不正行為及び反省文等によっては、上記のほか、次の措置をとることがある。
- 次学期の試験の受験等を認めない。
- 保証人に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
- 懲戒処分（訓告・停学または懲戒退学）の手續に付する。